

改正案	現行
<p>（設置目的）</p> <p>第一条 都民が森林に対する理解を深め、自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、東京における森林の健全な育成及び活用並びに都民の健康の増進を図り、併せて林業及び地域の振興に資するため、東京都都民の森（以下「都民の森」という。）を設置する。</p> <p>第二条 （現行のとおり）</p> <p>（事業）</p> <p>第三条 東京都は、第一条の目的を達成するため、都民の森において次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 都民の森の利用公開に関すること。 二 都民の森を利用してのレクリエーションに関すること。 三 森林の育成及び林業の振興に資する事業に関すること。 四 環境学習及び森林保全に資する人材の育成に関すること。 五 地域の振興に資する事業に関すること。 六 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するための事業の計画及び実施に関すること。 <p>（施設の休業日及び利用時間）</p> <p>第四条 都民の森の施設のうち、別表第一に掲げる施設の休業日及び利用時間は、知事が定める。</p>	<p>（設置目的）</p> <p>第一条 都民が森林に対する理解を深め、自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、東京における森林の育成及び林業の振興並びに都民の健康の増進を図り、併せて地域の振興に資するため、東京都都民の森（以下「都民の森」という。）を設置する。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（事業）</p> <p>第三条 東京都は、第一条の目的を達成するため、都民の森において次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 都民の森の利用公開に関すること。 二 都民の森を利用してのレクリエーションに関すること。 三 森林の育成及び林業の振興に資する事業に関すること。 四 地域の振興に資する事業に関すること。 五 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するための事業の計画及び実施に関すること。 <p>（施設の休業日等）</p> <p>第四条 都民の森の施設のうち、別表第一に掲げる施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にあたるときは、その翌日 二 一月一日から同月三日まで 三 十二月二十九日から同月三十一日まで

<p>第五条 (現行のとおり)</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第六条 指定管理者(第十二条第一項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、別表第三に掲げる宿泊室の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前条の承認を受けた者から收受する。</p>	<p>2 前項第一号の規定にかかわらず、四月二十九日から五月五日まで、七月二十一日から八月三十一日まで及び十月一日から十一月三十日までの間は、休業日を設けない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>3 別表第一に掲げる施設の利用時間は、知事が定める。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第六条 前条の承認を受けて、奥多摩都民の森柝寄森の家の宿泊室を利用しようとする者は、別表第三に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>2 利用料金の額は、別表第三に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定める。</p>	
<p>3 指定管理者は、第十一条第二項第一号の規定により、利用の承認に関する事務を行うに当たつて必要があると認めるときは、利用に係る予納金(以下「利用予納金」という。)を收受することができる。</p>	
<p>4 利用予納金は、利用料金に充当するものとする。</p>	
<p>5 利用料金及び利用予納金の收受方法は、規則の定めるところによる。</p>	
<p>6 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>	
<p>7 指定管理者は、公益を目的とする場合で特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の不還付)</p>	<p>(使用料の不還付)</p> <p>第七条 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>
<p>第七条 指定管理者は既納の利用料金及び利用予納金を還付しないものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部</p>	

又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第八条 知事は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設の全部又は一部について利用の禁止又は停止をすることができる。

(行為の制限)

第九条 都民の森の利用者は、次の行為をしてはならない。

一 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる行為

二 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる行為

三 管理に支障があると認められる行為

四 前三号に掲げるもののほか、知事が利用を不適当と認める行為

2 知事は、利用者が、前項各号の一に該当する行為をしたときは、利用を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第十条 利用者は、都民の森の施設又は設備に損害を与えた場合は、知事が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(利用承認の取消し等)

第八条 次の各号の一に該当するときは、知事は、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 利用の目的に違反したとき。

二 この条例に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。

三 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、施設の管理上の理由により知事が特に必要があると認めるとき。

(利用の制限)

第九条 知事は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設の全部又は一部について利用の禁止又は停止をすることができる。

(行為の制限)

第十条 都民の森の利用者は、次の行為をしてはならない。

一 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる行為

二 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる行為

三 管理に支障があると認められる行為

四 前三号に掲げるもののほか、知事が利用を不適当と認める行為

2 知事は、利用者が、前項各号の一に該当する行為をしたときは、利用を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第十一条 利用者は、都民の森の施設又は設備に損害を与えた場合は、知事が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第十一條 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」といふ。）に、都民の森の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p> <p>一 第三條各号に掲げる事業に関して知事が指定する業務</p> <p>二 施設、設備及び物品の保全に関する業務</p>	<p>(管理の委託)</p> <p>第十二條 知事は、地方公共団体又は財団法人東京都農林水産振興財団に対して、都民の森の管理運営に関する事務のうち、次に掲げる事務を委託することができる。</p> <p>一 第三條各号に掲げる事業に関して知事が指定する事務</p> <p>二 施設、設備及び物品の保全に関すること。</p>
<p>2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>一 第五條の規定により、別表第二に掲げる施設の利用を承認すること。</p> <p>二 第八條の規定により、施設の管理上必要があると認めて、施設の全部又は一部について利用の禁止又は停止をすること。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第十二條 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p>	<p>2 前項の委託事務の執行に要する費用については、予算の範囲内において、委託料として受託者に対して支払うものとする。</p>
<p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。</p> <p>一 前条第一項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。</p> <p>二 安定的な経営基盤を有していること。</p> <p>三 都民の森の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。</p> <p>四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。</p>	
<p>3 知事は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を</p>	
<p>五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準</p>	

<p>考慮し、指定の期間を定めるものとする。</p>	<p>(指定管理者の指定の取消し)</p>	<p>第十三条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 管理の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。</p> <p>二 前条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。</p> <p>三 第十五条第一項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。</p>
<p>2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に都民の森の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第三に定める額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収する。</p>	<p>3 前項の場合にあつては、第六条第一項及び第七項並びに第七条の規定を準用する。この場合において、第六条第一項中「指定管理者(第十条第一項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)」とあるのは「知事」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第七項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第七条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金及び利用予納金」とあるのは「使用料」と、別表第三中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p>	

<p>(指定管理者の公表)</p>	<p>第十四条 知事は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。</p>
<p>(管理の基準等)</p>	<p>第十五条 指定管理者は、次に掲げる基準により、都民の森の管理に関する業務を行わなければならない。</p>
<p>一</p>	<p>関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。</p>
<p>二</p>	<p>利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。</p>
<p>三</p>	<p>施設、設備及び物品の保全を適切に行うこと。</p>
<p>四</p>	<p>当該指定管理者が業務に関連して取得した利用者に関する情報を適切に取り扱うこと。</p>
<p>2</p>	<p>知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。</p>
<p>一</p>	<p>前項各号に掲げる基準に関し必要な事項</p>
<p>二</p>	<p>業務の実施に関する事項</p>
<p>三</p>	<p>事業の実績報告に関する事項</p>
<p>四</p>	<p>前三号に掲げるもののほか、都民の森の管理に関し必要な事項</p>
<p>(委任)</p>	<p>第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>別表第一及び第二(現行のとおり)</p>	

(委任)
第十三条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
別表第一及び第二(略)

別表第三（第六条、第十三条関係）

名称		奥多摩都民の森 栃寄森の家宿泊 室	
利用者種別	一般	児童、生徒及び 学齢に達しない者	
利用単位	一人一泊		
利用料金	三千円	千五百円	

備考

- 1 児童及び生徒とは、小学校の児童並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒をいう。
- 2 一般とは、児童、生徒及び学齢に達しない者以外の者をいう。
- 3 学齢に達しない者については、その宿泊に一寝具を使用した場合のみ利用料金を収受する。

別表第三（第六条関係）

利用単位	一人一泊
使用料	三千円

改正案	<p>附則</p> <p>1 この条例は、平成一七年四月一日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都都民の森条例（以下「旧条例」という。）第十二条第一項の規定により管理を委託している都民の森については、同条の規定は、平成十八年九月一日（同日前にこの条例による改正後の東京都都民の森条例（以下「新条例」という。）第十二条第二項の規定により当該都民の森の指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日）までの間（以下「指定等の日までの間」という。）は、なおその効力を有する。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に旧条例第十二条第一項の規定により管理を委託している都民の森に関する新条例第六条及び第七条の規定の適用については、指定等の日までの間、新条例第六条第一項中「指定管理者（第十一条に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「東京都都民の森条例の一部を改正する条例（平成十七年東京都条例第 号）附則第二項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の第十二条第一項の規定により都民の森の管理に関する事務の委託を受けた者（以下この条及び第七条において「管理受託者」という。）」と、同条第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第七条中「指定管理者」とあるのは、「管理受託者」と読み替えるものとする</p>
現行	

